

1. 総論

(1) WEEE、RoHS の各国法制化の動き

製品のライフサイクルを考慮し、すべての段階での環境負荷低減を目指す「包括的製品政策（IPP）」の一環として廃電気・電子製品（WEEE）指令と電気・電子機器における特定有害物質使用制限（RoHS）指令が 2003 年に公布された。環境・人体に有害な化学物質が自然環境に暴露されないように、電気・電子製品の製造段階で水銀、鉛、カドミウムなどの特定有害物質 6 種類の使用を制限する RoHS 指令と、廃電気・電子機器の不法な処理により自然環境が汚染される事をリサイクルシステムの構築により防ぐ事を目的とする WEEE 指令は姉妹指令であり、両指令の対象品目もほぼ同様のものとなっている（RoHS 指令の対象製品は今のところ、WEEE 指令の対象 10 品目から医療機器と監視・制御機器を除外した 8 品目となっている）。

EU 加盟国（公布当時は 25 ヶ国）は両指令について、2004 年 8 月 13 日までを期限として、国内法制化が求められたものの、ほとんどの加盟国は期限内に手続きを終了することができなかった。特に英国では WEEE 指令の国内法発効が 07 年 1 月となるなど、国内法制化の期限から 2 年以上遅れた。その後 07 年 1 月に EU に加盟したルーマニア、ブルガリアは加盟前の 06 年に既に国内法制化を終了したため、EU27 ヶ国全てでの国内法制化が完了した（図表 1 参照）。

図表 1 欧州各国における WEEE/RoHS 国内法制化状況

	英国	フランス	ドイツ	ベルギー
期限	2004年8月13日	2004年8月13日	2004年8月13日	2004年8月13日
WEEE 公布日	2006年12月14日 (SI3289/2006)	2005年7月22日 (2005-829)	2005年3月23日 (ElektroG)	2004年10月20日
WEEE 発効日	2007年1月2日 (SI3289/2006)	2005年7月22日 (2005-829)	2005年3月24日 (ElektroG)	2004年10月30日
RoHS 公布日	2005年9月25日 (SI2748/2005)	2005年7月22日 (2005-829)	2005年3月23日 (ElektroG)	2004年10月20日
RoHS 発効日	2006年5月25日 (SI 1463/2006) 2006年7月1日 (SI2748/2005) 2006年7月1日 (SI1463/2006)	2005年7月22日 (2005-829)	2005年3月24日 (ElektroG)	2004年10月30日
	オランダ	ルクセンブルク	アイルランド	スペイン
期限	2004年8月13日	2004年8月13日	2004年8月13日	2004年8月13日
WEEE 公布日	2004年7月6日 (Decree)	2005年1月18日 (18/01/05)	2005年6月22日 (SI290/2005)	2005年2月26日 (208/2005)
WEEE 発効日	2004年7月19日 (Regulation)	2005年1月31日 (18/01/05)	2005年7月6日 (SI340/2005)	2005年2月27日 (208/2005)
RoHS 公布日	2004年7月6日 (Decree)	2005年1月18日 (18/01/05)	2005年7月6日 (SI341/2005)	2005年2月26日 (208/2005)
RoHS 発効日	2004年7月19日 (Regulation) 2004年8月13日 (Decree) 2005年1月1日 (Regulation)	2005年1月31日 (18/01/05)	2005年7月6日 (SI341/2005)	2005年2月27日 (208/2005)
	ポルトガル	イタリア	ギリシャ	デンマーク
期限	2004年8月13日	2004年8月13日	2004年8月13日	2004年8月13日
WEEE 公布日	2004年12月10日 (230/2004)	2005年7月29日 (151/2005)	2004年3月5日 (117/2004)	2005年6月27日 (664/2005)
WEEE 発効日	2004年12月15日 (230/2004)	2005年8月13日 (151/2005)	2004年3月5日 (117/2004)	2006年4月1日 (664/2005)
RoHS 公布日	2004年12月10日 (230/2004)	2005年7月29日 (151/2005)	2004年3月5日 (117/2004)	2004年10月12日 (1018/2004)
RoHS 発効日	2004年12月15日 (230/2004)	2005年8月13日 (151/2005)	2004年3月5日 (117/2004)	2004年10月30日 (18/2004)
	スウェーデン	フィンランド	オーストリア	スイス
期限	2004年8月13日	2004年8月13日	2004年8月13日	-
WEEE 公布日	2005年4月26日 (SFS2005:209)	2004年6月4日 (452/2004)	2005年4月29日 (EAG-VO)	1998年1月14日 (OREA)
WEEE 発効日	2005年8月13日 (SFS2005:209)	2004年9月17日 (852/2004)	2005年4月30日 (EAG-VO)	1998年7月1日 (OREA)
RoHS 公布日	2005年4月26日 (SFS2005:217)	2005年8月13日 (852/2004)	2005年4月29日 (EAG-VO)	-
RoHS 発効日	2006年7月1日 (SFS2005:217)	2004年10月1日 (853/2004)	2005年4月30日 (EAG-VO)	-
	ポーランド	ハンガリー	チェコ	スロバキア
期限	2004年8月13日	2004年8月13日	2004年8月13日	2004年8月13日
WEEE 公布日	2005年9月20日 (2005/180/1495)	2004年9月23日 (264/2004)	2005年1月6日 (7/2005)	2004年12月29日 (733/2004)
WEEE 発効日	2005年10月21日 (2005/180/1495)	2004年10月8日 (264/2004)	2005年9月15日 (352/2005)	2005年1月1日 (733/2004)
RoHS 公布日	2004年10月6日 (2004/229/2310)	2004年9月23日 (264/2004)	2005年9月15日 (352/2005)	2004年12月29日 (733/2004)
RoHS 発効日	2006年7月1日 (2004/229/2310)	2004年10月8日 (264/2004)	2005年1月6日 (7/2005)	2005年1月1日 (733/2004)
	スロベニア	ラトビア	リトアニア	エストニア
期限	2004年8月13日	2004年8月13日	2004年8月13日	2004年8月13日
WEEE 公布日	2004年11月4日 (118/2004)	2004年11月13日 (923/2004)	2005年6月28日 (X-279/2005)	2004年12月24日 (376/2004)
WEEE 発効日	2006年10月17日 (107/2006)	2004年11月14日 (923/2004)	2005年8月13日 (X-279/2005)	2005年2月9日 (9/2005)
RoHS 公布日	2004年11月19日 (118/2004)	2004年11月14日 (923/2004)	2005年8月13日 (X-279/2005)	2005年1月1日 (376/2004)
RoHS 発効日	2006年11月1日 (107/2006)	2004年11月14日 (923/2004)	2005年8月13日 (X-279/2005)	2005年2月20日 (9/2005)
	ルーマニア	ブルガリア		
期限	2007年1月1日	2007年1月1日		
WEEE 公布日	2005年6月10日 (448/2005)	2006年8月4日 (63/2006)		
WEEE 発効日	2005年7月9日 (448/2005)	2006年8月4日 (63/2006)		
RoHS 公布日	2006年7月7日 (992/2006)	2006年8月4日 (63/2006)		
RoHS 発効日	2006年7月7日 (992/2006)	2006年8月4日 (63/2006)		

注：カッコの中は法令番号

出所：各国 WEEE/RoHS 国内法を基にジェトロ作成

製造者は各国で法制化された WEEE/RoHS 規制に対応する事が求められるが、統一市場の構築を目的とする EU 運営条約 114 条 (旧 EC 条約 95 条) を根拠に策定された RoHS 指令は、国内法制化にあたって各国の裁量は認められていない。例えば加盟国間で使用を制限する特定有害物質が異なると、特定の加盟国でしか販売出来ないケースが生じ、EU の基本原則である「物の自由移動」に反する事になる。この為、各国 RoHS 法の間で差異を設ける事が認められておらず、製造者は各国の RoHS 法に対して一律に対応する事が可能である。

一方で、環境保全の達成を目的とする EU 運営条約 192 条（旧 EU175 条）を根拠に策定された WEEE 指令については、各国は指令に規定されている最低条件を満たしていれば、指令より厳しい国内法を策定する裁量が認められている。この為、WEEE 指令の国内法については、各国で差異が出る可能性があるため、製造者は各国毎の対応が求められる。

(2) WEEE 各国法の差異

WEEE 各国法の差異は、製造者に対して大きな負担となっている。例えば、製造者は上市¹を行っている EU 各国において製造者登録を行い、WEEE を回収し報告する義務を負っているが、同じ製品であっても、その製品がどの製品区分に当たるかは各国によって違う。このため、自社製品がどの区分に当たるか各国で確認作業を行った上で、当局へ登録する作業が発生することになり、製造者はその時間とコストを負担することになる。また、通常一人あたりの WEEE 回収量は 4kg と定められており、製品カテゴリーごとの WEEE 回収率、再生率、リカバリー率などは各国が達成義務を負っているが、ポーランドなど数カ国では回収量の達成義務は製造者が負う事になっている。

このほかにも、ビジブルフィー（VS）制度を採用している国では WEEE 回収費用を消費者にも負担させる場合にインボイスに回収費用を明示する義務を負う必要がある一方で、消費者が回収費用を負担する義務がない国では製造者が回収費用を全額負担せねばならない場合もあるなど、同じ WEEE 指令の国内法といえども製造者は上市を行っている EU 各国でそれぞれの対応を行わなければならない。

(3) 英国エビデンストレーディング・システム

WEEE 各国法の差異として顕著な例として英国のエビデンストレーディング・システムが挙げられる。英国の電気・電子機器製造業者は WEEE の回収義務を負っており、製造者コンプライアンス・スキーム（PCS）と呼ばれる製造業者による WEEE 回収の為のコンソーシアムに加入し、PCS が WEEE 回収量を達成することで当該義務を果たすことになる。PCS は WEEE 処理業者（AATF）または WEEE 輸出業者（AE）と契約を結び、AATF または AE が PCS に替わって WEEE 回収ポイントから WEEE を回収し処理を行う。AATF または AE は WEEE 処理にかかった費用を PCS に請求し、支払いを受けた後に WEEE 処

¹ EU 環境総局の定義によると、「上市（put on the market）」とは、EU 域内での流通・使用を目的として、EU 市場で初めて製品を利用できるようにする最初の行為で、有償・無償を問わない。実際には、自己認証による CE マーク（安全マーク）の添付が義務付けられ、基準を満たしているかどうかは事後的に判断される。

理を証明した書類であるエビデンスノートの譲渡を行う。製造業者は PCS が WEEE の回収義務達成に必要なエビデンスノートを購入することで回収義務を達成することになる。しかし、PCS が自己の回収義務達成に必要なエビデンスノートを買取業者から購入できなかった場合は、他の PCS からエビデンスノートを購入することで回収義務を達成する必要がある。これがエビデンストレーディング・システムであり、余剰分のエビデンスノートを持つ PCS は回収義務未達成の PCS に対して高値で売却することが可能なため、英国では問題となっているが、製造者はエビデンストレーディング・システムで売買されたエビデンスノートの購入費用を転嫁される可能性もあることから、注意が必要である。

(4) WEEE/RoHS 違反に対する各国の罰則規定

EU 各国では WEEE/RoHS 違反に対する罰則規定を設けている。しかし、よほど悪質な事例で無い限り、当局による提訴は行われておらず、違反事例についても各国当局は原則公開を行っていないのが現状だ。WEEE 違反に対する罰則規定は、例えば製造業者が製造業者登録を行わず、いわゆるフリーライダー（ただ乗り）として回収システムを利用しようとした場合などに適用されるが、イタリアなどでは WEEE 回収制度の管轄機関が機能していないため、実際には運用が行われていないケースもある。

RoHS 違反に対する罰則規定は主に上市された電気・電子製品に特定有害 6 物質が制限以上に使用されている場合に適用されることになる。ジェトロが各国税関に対して行った聞き取り調査によると、調査対象 27 カ国中 5 カ国が税関での確認を行っており、4 カ国が市場流通後の抜き打ち調査により確認を行うとしている（図表 2 参照）。

図表 2 各国での RoHS 対応確認状況

税関などによる当局の確認がないとの回答があった国	市場流通後の抜き打ち検査を実施していると回答があった	税関での適合検査を実施していると回答があった国	回答が得られなかった国
アイルランド	英国	ドイツ(ゴミ箱×マークの添付)	ルーマニア
フランス	スペイン	ベルギー(製品分析)	イタリア
オランダ	デンマーク	ハンガリー(サンプル調査)	ルクセンブルク
オーストリア	スウェーデン	ラトビア(適合宣言書との比較)	ブルガリア
スイス		ポルトガル(品質管理証の確認)	スロバキア
フィンランド			スロベニア
ポーランド			ギリシャ
チェコ			リトアニア
エストニア			トルコ

出所：各国税関への聞き取り調査を基にジェトロ作成

(5) WEEE、RoHS 指令の改正案について

① WEEE、RoHS 指令改正案の内容

a. WEEE 改正案

公的機関や企業にとって廃電気・電子機器指令の実施、履行は容易なものではないことが明らかになっている。このため欧州委員会は、こうした状況を改善し、実施コストを削減するための修正を提案した。指令を修正し、シンプルでわかりやすく、有効かつ実施可能なものにする。

このため欧州委員会は以下のような提案を行っている：

- ・ 製造者登録・報告義務について EU 各国で調和を図り、登録簿を加盟国間で相互運用可能にする。製造者は、複数の加盟国で上市を行う場合についても、1つの加盟国での登録・報告で義務が履行可能となる。これにより約 6,000 万ユーロのコスト削減が見込まれている。
- ・ 指令の適用範囲や用語の定義を明確にすることで、WEEE の回収・処理を促進する。
- ・ 廃棄物指令や REACH 規則のようなほかの EU 法規との整合性の改善を図り、企業の行政的負担を軽減する。
- ・ 現在、1人当たり年平均 4kg の WEEE の分別回収目標が設定されているが、改正案では、各加盟国の電気・電子製品の消費規模に応じ回収目標が設定されることとし、欧州委員会は、回収目標を各加盟国で過去 2 年間に上市された電気・電子製品の重量の 65% とすることを提案した。製造者は、2016 年以降、回収目標の達成義務を毎年負う。
- ・ 原稿指令では規定されていない医療機器の回収・リサイクル・再利用目標を設定し、環境保護を強化する。
- ・ 指令適用を強化するため、加盟国の実施する検査の最低基準を設定する。

b. RoHS 改正案

- ・ 欧州委員会は以下のような修正を提案している：
- ・ 指令の適用範囲や用語の定義を明確にすることで、対象電気・電子機器製造者の RoHS 対応を促進する。指令の適用範囲を、現行指令では対象外となっている医療用機器、監視・制御機器に段階的に拡大する。新たに 2 つの附属書（製品カテゴリーのリストと各カテゴリーに含まれる製品のリスト）が添付される。
- ・ 特定有害物質のリスト、最大許容濃度に関する附属書を添付する。

- ・ 適用範囲に関する WEEE 指令の附属書の一部を RoHS 指令に移す。
- ・ 新カテゴリー（医療用機器、監視・制御機器）の適用除外品目に関する附属書を添付。
- ・ 特定有害物質のリストは、REACH との兼ね合いで評価が行われ、将来の使用禁止の可能性も視野に入れる。
- ・ 廃棄物指令や REACH 規則のようなほかの EU 法規との整合性の改善を図り、企業の行政的負担を軽減する。
- ・ 「適用除外の 4 年ごとの見直し」を、「最大 4 年間の有効期間」に置き換え、代替努力を加速する。
- ・ 「製品の販売に関する共通の枠組みに関する欧州議会・理事会決定 no.768/2008」に沿う形で、製品の適合性評価に関する要求並びに市場監視メカニズムについての新条項を導入する。適合性評価に関する要求の調和を図ることで、法的環境を明確にし、加盟国や製造者の負担を軽減する。
- ・ 規制対象物質の拡大。議会の修正案では、規制物質として 7 物質をとにかく新しく追加し、さらに 7 物質を候補として追加する。この中には、PVC、臭素系難燃剤、塩素系可塑剤などが入っている。

② 改正案に対する業界団体の反応

a. 欧州家電工業会（CECED）

欧州委員会は、WEEE が EU 域外に不法に搬出されていること、EU 域内、域外において指令の設定する基準以下での WEEE 処理が行われていること、公的機関や企業にとって WEEE 指令の実施、履行は容易なものではないことを WEEE 指令の主要な問題であるとしているが、CECED は、これらが WEEE 指令の主要な問題であることを認めているものの、欧州委員会の提示した改正案は、これらの問題の解決に資するものではないとしている。欧州委員会は、生産者を分別回収目標達成の責任者とし、家庭から出る WEEE の回収費用を生産者に負担させようとしているが、こうした提案は、上記の問題を解決できないだけでなく、企業に非常にネガティブな影響を及ぼすとしている。

生産者は、廃棄物の流れをコントロールしておらずコントロールできないため、生産者を国内の WEEE 回収目標達成の責任者とするのは現実的とは言えず、目標達成の責任者は、引き続き国内の廃棄物処理の所轄当局であるべきであるとしている。

また CECED は家庭から出る WEEE の回収費用を生産者に負担させるという提案については、以下のような理由で反対している：

- ・ 生産者は自らコントロールできない活動の費用面での責任を負わされてしまうため。
- ・ 生産者が費用を負担する場合、コストを消費者に転嫁せざるを得なくなる一方で、自治体は、生産者が費用面での責任者となった場合も廃棄物に課す税金を引き下げないと考えられ、消費者の負担が増すことになるため。
- ・ 多くの WEEE が、分罰回収、登録、適切な処理の対象になるという保証がなく、生産者の回収、処理システムのコストが増す可能性があるため。

CECED の提案：

- ・ WEEE にかかわるすべての者が指令遵守の対象であるべきで、生産者に課されるのと同じ条件に従い登録、報告、処理の義務を負う必要がある。
- ・ WEEE 処理の国際的な基準を定め、EU 域内、域外での基準以下の処理によるコスト面での利点を解消する必要がある。
- ・ 「指令の適用を強化するため、加盟国の実施する検査の最低基準を設定する」ことを歓迎するが、こうした規定がすべての関係者に課される義務とならなければ効果的とはいえないため、義務的な要求、義務的な活動を強化する必要がある。

また、CECED は欧州委員会が既存の法規を簡素化し、不要な行政手続き、コストをなくす努力を行っていることを支持し、新規性枠組みに沿う形で、RoHS 指令を改正することを歓迎している。しかし、改正案には多くの矛盾が存在するため実施は難しく、矛盾点の是正が行われないと法的な空隙が生じ、単一市場の機能に問題が生じるとしている。

また、同工業会は EU 法規の重複に起因する法的な不確実性や不要なコストをなくすため、RoHS 指令に新たに導入されるいかなる物質に関する制限も、REACH 規則の基準と手続きに準拠すべきだとしている。特に新物質の評価を REACH 規則の基準と手続きに準拠すべきであり、改正 RoHS 指令はこの点を明確にする必要があると述べている。

b. DIGITALEUROPE

DIGITALEUROPE の WEEE ポジションペーパーによると、「2016 年までに回収目標を 65%に引き上げる」提案について、WEEE 回収の公式システム外で回収されている WEEE

が存在し、生産者以外にも多くのステークホルダーがかかわっているため、生産者のみを回収目標の責任者にするのは適切ではなく、加盟国が責任者であり続けるべきだとしている。

回収量の計算については、生産者以外のものが回収したものも含むべきであり、「過去の販売量をベースにして回収目標を計算する」という提案についても、電気・電子製品の寿命は1～10年と製品により異なることから、過去の販売量だけを基準にすると市場の現実を反映したものとはならず、回収目標は、「指令の附属書Ⅱに従い処理された重量」に置き換える必要があるとしている。

また、現行のWEEE指令では、指令の適用範囲やWEEEの回収目標、家庭から出るWEEEと家庭以外のユーザーから出るWEEEを区別する基準などが加盟国によって異なるケースがあり、生産者はEU27カ国それぞれの異なった法律に対応がひつようであるため、各国法の調和が必要となるとしている。一方で、指令の適用範囲や用語の定義を明確にし、廃棄物指令やREACH規則のようなほかのEU法規との整合性の改善を図ろうとする改正案の趣旨については賛同している。

③ WEEE/RoHS 指令改正の見通し

2009年10月21日、EU加盟国の環境相は、環境理事会でWEEE/RoHS指令改正案についての討議を行い、両指令の適用範囲について協議を行った。過半数の加盟国は、指令の法的根拠や目標を考慮し、両指令の適用範囲を区別することを支持した一方で、欧州委員会は、法的な安全性を改善し、強化するために改正案では両指令の適用範囲を同じにし、EUレベルでの調和を図りたいとしている。

また、多くの加盟国が、意図的に除外されたものを除き電気・電子製品（EEE）を含めるためRoHS指令の適用範囲を拡大することを支持する一方で、一部の加盟国は、生産者の負担するコストが明確ではないことなどからこれに反対、インパクト調査の実施が必要になるとの見解を示している。

WEEE指令の適用範囲については、一部の加盟国は、現行の指令と同じく、電気・電子製品の最低限のリストの形で適用範囲を定義することを希望した。他の加盟国は、環境保護の強化を理由に、原則的にすべての電気・電子製品を含むオープン（open scope）な適用範囲の設定を希望した。

④ RoHS 指令と REACH 規則の重複問題

欧州委員会は、RoHS 指令と REACH 規則の重複の問題を考慮し、以下の点を RoHS 指令の改正案に盛り込んでいる。

- ・ 環境に有害な優先物質のリストは、REACH との兼ね合いで評価が行われ、将来の使用禁止の可能性も視野に入れる。

廃棄物指令や REACH 規則のようなほかの EU 法規との整合性の改善を図り、企業の行政的負担を軽減する。